

《社会福祉法人 法律顧問料のご案内》

当事務所では、もっと気軽にご相談いただけるよう社会福祉法人の皆様を対象とした『法律顧問 団体申込み制度』を設定いたしました。

＜顧問契約締結のおすすめのポイント＞

1. 顧問契約を締結すると何回でも法律相談が無料となります
2. 面接面談はもちろんのこと、お忙しい方や事務所へなかなかお越しいただけない方には電話やメール、FAXでの相談も承ります。
※ 但し、電話等では誤解が生ずる可能性がある相談では、面談が必要となります。
3. 事件等の依頼時の弁護士費用が通常^の20%割引となります。

＜顧問料＞

団体の規模にもよりますが、当事務所の通常の顧問契約の場合は、月額 ¥21,000(税別)～ ¥50,000(税別)となっております。

＜団体申込み制度＞

社会福祉法人の皆様に関り、申込み時に一度に5法人以上をお取りまとめていただきますと、1法人あたりの顧問料を、月額 ¥15,000(税別)の顧問料で契約させていただきます。

団体申込み制度が適用になると、月額顧問料は ¥15,000(税別) になります。

※ 申込みは5団体以上でしていただきますが、顧問契約は個別の契約となります。

＜団体申込み制度の利用について＞

社会福祉法人であればどなたでもご利用いただけます。顧問契約申込み時に、同時に5法人以上の申込みがあれば適用となります。

顧問契約をお考えの方はお知り合いの法人の皆様と一緒に申込みください。

また、団体申込み制度をご利用できない場合についても、顧問料についてのご相談はお気軽にお問合せください。

顧問契約についてのお問合せは、

札幌総合法律事務所 弁護士 石川和弘

(011) 281-8817

(ダイヤルイン)



SAPPORO SOGO LAW OFFICE

札幌総合法律事務所